

東京都 更新時講習会

近時求められる貸金業者の法務・コンプライアンス 対応上のポイント

2025年9月

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 小田 大輔

MORI HAMADA

目次

1. 本事務年度の貸金業者監督上の重点事項
2. 若年者貸付けにおける対応
3. 個人情報保護法(金融分野GL)に基づく個人情報管理の厳格化への対応
- 2022年に改正法等施行 -
4. マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応
- 今なお取組みの高度化が求められ続け、有効性検証の重要性が増す -
5. その他近時のトピック
 - ① 障害者差別解消法改正への対応
 - ② 起業・副業を巡るトラブル
 - ③ 上限金利規制違反事例

(参考)日本貸金業協会 令和7年度監査の重点事項

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 返済能力調査の適切性(18、19 歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査の適切性等を含む)
- (3) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの遵守状況を含む)
- (4) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況(サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況を含む)
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

本事務年度の貸金業者監督上の重点事項

本事務年度の貸金業者のモニタリング方針@金融行政方針

業態別の課題への対応

【昨事務年度の実績】

- 財務局及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づき登録制度の運用を行うとともに、若年者貸付けに係るモニタリングを含め、業務規制等を踏まえたモニタリングを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 財務局及び都道府県と連携しつつ、**貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリング（若年者貸付けに係るモニタリングを含む）を適切に実施**する。

業態横断的な課題への対応

【昨事務年度の実績】

- 多重債務者発生防止については、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要の借入行動に与える影響等を注視し、特に若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者における 2022年2月に貸金業者等における業界団体が策定した自主ガイドライン等（若年者へ貸付けを行う場合には、貸付額が 50 万円以下であっても、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認すること等）の遵守状況等のモニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、コロナ禍からの社会経済活動の正常化の進展に伴う資金需要者の借入行動の変化等について注視しつつ、**業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリング**を行うとともに、SNS 等を通じ、特に若年者を中心とした全世代を対象に過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

若年者貸付けにおける対応

／ 若年者貸付けが注視されている背景

■ 民法改正による成年年齢の引下げ

- 年齢十八歳をもって、成年とする(民法4条)
- 成年年齢の意味:
 - (1) 一人で有効な契約をすることができる年齢
 - (2) 親権者の親権に服することがなくなる年齢

■ 施行期日

- 2022年4月1日から施行(施行から3年以上が経過)

政府の方針

- 若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者に対する当局の検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要がある。

／ 「成年年齢引下げを踏まえた対応について」

日本貸金業協会は2022年2月16日に声明を公表

- ✓ 若年者への貸付けに関してはより丁寧な返済能力調査を行うため、**協会の社内規則策定ガイドライン**に、当分の間、下記の規制を盛り込むこととした。協会は、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組むことを表明

1. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、**貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類**の提出又は提供を受けてこれを確認するものとする。また、当該書類は、**当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存**するなど、**貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存**するものとする。
注1)貸金業法第13条第3項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。
注2)若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金(10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内)の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料(医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の用途を確認することができる書面)の提出又は提供を受け、適切に保存する。
2. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、**資金用途を確認**するとともに、**名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起**を行い、**不自然な点が見受けられる場合には聴き取り**を行う等、より慎重な調査を行うものとする。
3. **成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとする。**

※貸金業法第13条第3項に規定する金額＝収入証明書が法律上必要な場合の金額＝1社で50万円超、または、複数社で100万円超

個人情報保護法(金融分野GL)に基づく個人情報管理の厳格化 への対応

安全管理措置 -金融分野GL-

第8条 安全管理措置(法第23条関係)

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「**組織的安全管理措置**」、「**人的安全管理措置**」、「**物理的安全管理措置**」、「**技術的安全管理措置**」及び「**外的環境の把握**」を含むものでなければならない。

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。(略)

8. (略)

(物理的安全管理措置)

- ① 個人データの取扱区域等の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄



「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(安全管理実務指針)で詳細化

物理的安全管理措置 -安全管理実務指針-

4-1(個人データの取扱区域等の管理)

- ① 個人データ等を取り扱う重要な情報システムの管理区域への入退室管理等
- ② 管理区域への持ち込み可能機器等の制限等
- ③ のぞき込み防止措置の実施等による権限を有しない者による閲覧等の防止

4-2(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- ① 個人データを取り扱う機器等の施錠等による保管
- ② 個人データを取り扱う情報システムを運用する機器の固定等

4-3(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

- ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等
- ② 書類等の封緘、目隠しシールの貼付等

4-4(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

- ① 容易に復元できない手段によるデータ削除
- ② 個人データが記載された書類等又は記録された機器等の物理的な破壊等

外部委託先の管理

個人情報保護法25条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、**委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督**を行わなければならない。

※ 個人データの取扱いの委託とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるとされている。

委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例(個人情報保護に関するガイドライン通則編)

事例 1) **個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず**外部の事業者に委託した結果、**委託先が個人データを漏えいした場合**

事例 2) 個人データの取扱いに関して **必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果**、**委託先が個人データを漏えいした場合**

事例 3) **再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り**、委託先が個人データの処理を再委託した結果、**当該再委託先が個人データを漏えいした場合**

事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、**委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果**、**当該再委託先が個人データを漏えいした場合**

漏えい等報告等 -金融分野GL-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等(法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による(施行規則第7条各号関係に限る。)

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3(個人情報保護委員会への報告)に従って、個人情報保護委員会(法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等)に報告しなければならない。
また、金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。
2. 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(前項に規定する事態を除く。)を知ったときは、同項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。
 - ① その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等(法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。)又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

本人への通知等 -金融分野GL-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等(法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による(施行規則第7条各号関係に限る。)

3. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-4(本人への通知)に従い、**本人への通知等**を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(施行規則第7条各号に定める事態を除く。)を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。

- ① その取り扱う個人データ(仮名加工情報である個人データを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報(仮名加工情報である個人情報を除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応

／ マネー・ローンダリング等対策上、今後も貸金業者等が留意すべき主な事項

金融庁マネロンガイドライン上の記載

項目	対応が求められる事項
リスクの特定・評価	✓ 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定し、そのリスクの評価を実施すること ✓ リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること ✓ リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること
顧客受入方針	✓ 顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること
取引時確認	✓ 顧客及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証拠を求めてこれを行うこと ✓ 信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、金融機関等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること
継続的顧客管理	イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること。特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること

有効性検証の実施

定義	有効性検証とは、 金融機関等 が、変化するマネロン等リスクに対して管理態勢の維持・高度化を目的として、「 自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること 」を 確認 する取組み
重要ポイント	金融機関等自らが有効性検証の 実施計画を作成 し、計画に則り 検証を実施 、その結果に応じて 改善を実施

個別論点	前提1：自らが直面するリスクに応じて検証の範囲や方法等を決定すること（＝実施計画の作成）が必要 前提2：経営陣が主導して資源配分、各部門が役割・責任に応じて連携して、検証実施体制を構築することが重要 前提3：検証実施主体は必ずしも検証対象業務から独立している必要はない（適切な検証ができればよい）
------	---

リスクの特定・評価	リスクの低減	適時（事象発生時）
【GLに基づく対応】 金融機関等は特定・評価の結果として文書（リスク評価書）を作成 【想定される有効性検証の実施内容】 リスク評価書作成過程の妥当性を検証 - 特定・評価において活用している情報は十分か検証 - リスクが変化した際は適時に更新できているか検証	【GLに基づく対応】 金融機関等は特定・評価結果踏まえて、リスク低減策を整備し低減実施 【想定される有効性検証の実施内容】 「整備」と「実施」の妥当性を定性的・定量的（指標を活用）に検証 ①リスク低減策の整備 特定・評価したリスクに対する低減策の範囲・内容の適切さを検証 ②リスク低減措置の実施 整備した低減策に準拠して低減措置を実施できているか検証	【GLに基づく対応】 金融機関等はリスク顕在化時に改めて特定・評価・低減実施 【想定される有効性検証実施内容】 事象発生時には、従来のマネロン等対策の有効性を改めて検証し改善対応 - 事象の内容を踏まえて、従来の特定・評価・低減の適切性を改めて検証（課題発見時には改善実施） - 従来の有効性検証で事前に発見できなかった原因を分析し、有効性検証の手法等を改善

結果	金融機関等が、態勢を維持・高度化し、かつ対策の有効性を合理的・客観的に説明できる（詳細は次頁）
----	---

（出典）金融庁ウェブサイト

その他近時のトピック

合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

- 障害者から申込書類等の代筆・代読を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続等における適切な代筆・代読の仕方について社内研修を行う(環境の整備)とともに、障害者から代筆・代読を求められた場合には、研修内容を踏まえ、適切に職員が代筆・代読する(合理的配慮の提供)。
- 公共インフラとしての電話リレーサービスや独自の手話通訳サービスの利用により、残高照会、取引照会、キャッシュカード等の紛失時の手続等を行えるよう、マニュアル等を整備し、職員に周知する(環境の整備)とともに、障害者から対応を求められた場合には、マニュアル等を踏まえ、適切に職員が対応する(合理的配慮の提供)。

《参考》貸金業者向けの総合的な監督指針

Ⅱ－2－13－1 返済能力調査

(1) 主な着眼点

① 共通事項

□. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築

b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

ii) 借入申込書に借入希望額、既往借入額(例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入の額。以下同じ。)、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認しているか。

(注)顧客が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借入の意思が適切に反映されていることを慎重に確認する必要があることに留意する。

利息、保証料等に係る制限等

② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築

- イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- ロ. 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。
 - a. 法第 12 条の 8 第 2 項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。
 - b. 法第 12 条の 8 第 2 項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第 3 条の 2 の 2 に規定する「利息と見なされない費用」及び第 3 条の 2 の 3 に規定する「利用料」は、実費相当額(法令上の上限がある場合にはその範囲内)となっているか。
 - c. 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
 - d. 同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第 5 条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。
 - e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。
 - f. 施行規則第 10 条の 13 に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。
 - g. 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第 10 条の 14 に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。
 - h. 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新(施行規則第 10 条の 15 の規定を含む。)があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

③ 内部管理部门等による実効性確保のための措置

利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部门における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。

(貸金業者向けの総合的な監督指針II-2-12)

ご清聴ありがとうございました。

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 小田 大輔

プロフィール：<https://www.morihamada.com/ja/people/daisuke-oda>

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL 03-6266-8725
FAX 03-6266-8625
daisuke.oda@morihamada.com

ご質問・ご意見等は、上記までお寄せください。